

福島県医療福祉情報連携基盤構築事業について

1 背景（事業の必要性）

医療情報連携システムについては、これまで二次医療圏を単位として整備してきたが、二次医療圏を越えた連携ができないことや、異なるシステム間の連携が難しく参加病院がなかなか増えないことなどが課題となっている。

また、災害時の備えとして調剤情報の集約化や、在宅医療の推進のための多職種間の連携の必要性が高まっている。

平成 25 年 6 月に上記課題の解決策となる新たな医療情報連携体制の可能性について、県医師会が主導となり各医療福祉関係団体と検討を行い、県内の医療情報システム等の状況等を把握した。その後、同年 9 月に福島県医療福祉情報ネットワーク協議会を組織し、各システムの連携の必要性や手法等について検討を重ねた結果、下記の機能を備えたシステムを構築することとした。

- 中核病院の医療情報公開の推進及び二次医療圏を越えた連携や異なるシステム間の連携の実現
- 診療所、介護老人保健施設、薬局等の多職種との情報連携の推進
- 災害時の備えのため、調剤情報のデータベース化の推進
- 医療機関の地域連携室等の支援機能、遠隔カンファレンス機能、疾病別の管理機能、地域連携パス機能等の構築

2 事業主体

一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会は、ネットワーク環境の整備及び運営等を行う

構成員：県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県病院協会、県老人保健施設協会、県立医大

3 財源

総務省補助事業 被災地域情報化推進事業（情報通信技術利活用事業費補助金）※平成 27 年度まで

○補助率：1 / 3（残り 2 / 3 については、復興特別交付税措置）

○補助基準額：1 医療圏あたり 7 億円程度

○補助対象経費：ネットワークシステムの開発、ネットワーク基盤の整備、ASP 型電子カルテ等の整備費用

※病院内の電子カルテ等の整備は補助対象外のため、再生基金等で整備することとなっている。

福島県の医療情報ネットワークについて

